



一般社団法人  
**加工食品診断士協会**  
Processed Foods Consultant Association

〒104-0061 東京都中央区銀座6丁目16番12号 丸高ビル3F  
TEL 03-5408-6104 FAX 03-5408-6204

## 法人正会員入会のご案内

「一般社団法人加工食品診断士協会」は、当協会の趣旨にご賛同いただける法人および団体の方々のご入会をお待ちいたしております。

当協会は、子ども達の健康・味覚・価値観を守り、家族の絆を守り、日本の食文化を守るため、生活者と生産者双方に対し、加工食品・添加物に関する正しい知識を普及し、また、「食」に関する鋭い判断基準とぶれない選択眼をもつ生活者・生産者の育成・支援をする活動を行う団体です。

当協会の会員であることは、より良い未来を目指し、多くの方が食に対する真の情報や正しい知識を追求することで、子ども達の健康・味覚・価値観、家族の絆、そして日本の食文化を守るとともに、健全な食品業界の発展に寄与し、「食」を起点として豊かな社会を育むことへの支援表明となります。

会員の皆様には下記の特典をご提供させていただきます。

### 【法人正会員様の特典】

- ① 特別割引制度：社員の受講料が10%割引となります)
- ② 社内特別講義開催が可能：社員30名以上の受講で、スケジュールに合わせ効率よく学んでいただき、最短で資格取得することが可能です。資格取得後は、本来かかる個人正会員としての入会金・年会費(各1万円)を無料とし、対象者在籍中は会員扱いとなります。)
- ③ PRサポート（法人正会員として当協会のホームページに掲載が可能です。会員向け情報発信も可能です。※但し、当協会基準の審査がございます。)
- ④ 業界情報の配信サービス(添加物をはじめ食に関する制度改正、業界の最新情報をお届けします。 ※年に数回)
- ⑤ サンプルング、アンケートが可能（※但し、当協会基準の審査がございます。)
- ⑥ 各種相談（知識の活かし方など受講後の活動に関し、相談が可能です。)

## 一般社団法人加工食品診断士協会 法人正会員規約

この会員規約(以下「本規約」)は、一般社団法人加工食品診断士協会(以下「当協会」)と、当協会会員(以下「会員」)との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。当協会事務局では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

### 第1章 総則

#### (会員規約の適用)

第1条 当協会は、会員との間に本規約を定め、これにより当協会の運営を行います。また、当協会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

#### (会員規約の変更)

第2条 当協会は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当協会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当協会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

#### (用語の定義)

第3条 本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

- 1) 会員とは、当協会会員の総称です。
- 2) 書面とは、当協会が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含みます)をさします。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による当協会事務局への通知、連絡も書面と認められます。

### 第2章 入会申込等

#### (入会申込)

第4条 当協会への入会の申込をする方は、当協会が別に定める年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入して、当協会事務局に提出することとします。

#### (入会申込の拒絶等)

第5条 当協会は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- 1) 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
- 2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合

3) その他、前各項に準ずる場合で、当協会が入会を適当でないと判断した場合

(会員資格有効期限)

第6条 会員資格有効期限は次の各項に定めます。

- 1) 会員資格有効期限は、申し込み完了日の翌月1日から1年間とします。
- 2) 会員資格有効期限の起算日は、当法人が入会を承認し、年会費の払い込まれた日とします。

(会員の種類・入会金・年会費)

第7条 会員の種類、入会金、年会費、資格および特典は、次の通りです。

法人正会員

入会金 50,000 円 年会費 100,000 円

資格：協会の趣旨にご賛同いただける法人の方

特典：入会案内にまとめた通りとする

第3章 入会申込記載事項の変更等

(会員の氏名及び名称等の変更)

第8条 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当協会事務局に通知する必要があります。

- 1) 前項の規定による変更通知の不在によって、当協会からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当協会はその責を負わないものとします。

第4章 会員資格の喪失

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 正会員である団体が消滅したとき
- (3) 会費を滞納し、且つその督促に応じなかったとき
- (4) 会員資格を解除されたとき

(退会)

第 10 条 退会しようとする場合は、退会届を当協会事務局に届け出て退会することができます。

(会員資格の停止・解除)

第 11 条 当協会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 当協会、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- (4) 当協会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 当協会、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他、当協会が会員として不相当と判断した場合

(抛出品品の不返還)

第 12 条 一度払い込まれた会費及びその他の抛出品品は返還しません。

## 第 5 章 会員資格有効期限終了に伴う措置

(措置)

第 13 条 会員資格有効期限が過ぎ、当協会からの通知のあとも、当協会が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、当協会に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

## 第 6 章 商号及び商標等の利用

(商号及び商標等の利用)

第 14 条 当協会が定めた商号及び商標等を個人的にまたはその他の目的で利用する場合は、当協会の事前の書面による承認を得る必要があります。

## 第7章 禁止行為

### (禁止行為)

第15条 会員は無断で当協会の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行うことを禁じます。

1) その他、協会の目的を理解し、第11条各号に定める行為、当協会の主旨に反する行為等を行ってはなりません。

## 第9章 情報管理

### (個人情報の保護)

第16条 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはなりません。

1) 当協会は、当協会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当協会が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

## 第10章 知的財産

### (知的財産の帰属)

第17条 当協会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当協会に帰属します。

### (知的財産の保護)

第18条 当協会が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはなりません。

## 第11章 損害賠償等

### (損害賠償)

第19条 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償することとします。

### (免責)

第20条 当協会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、当協会の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

## 第 12 章 残存条項

(残存条項)

第 21 条 退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第 13 条、第 16 条乃至第 20 条および本条の規定は有効に存続するものとします。

## 第 13 章 その他

(準拠法)

第 22 条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

(裁判管轄)

第 23 条 当協会および会員は、当協会と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

(規定の追加)

第 24 条 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当協会が定めるものとします。

## 1. 入会申込方法

- ① 法人会員入会申込書に必要事項をご記入の上、FAX または郵便にて本協会事務局宛ご送付下さい。
- ② 申込書受領後、直近に開催される理事会で入会承認させていただきます。
- ③ 理事会での承認後、受理のご連絡と今年度の会費請求書をお送り致しますので、2 に記載の方法で会費の納入をお願い致します
- ④ 会費納入後、正式に入会手続きが完了となります。

## 2. 法人正会員入会費用

入会金 50,000 円 年会費 100,000 円

## 3. お願い

本会にお届けいただきました事項にご変更が生じた場合には、速やかにご連絡願います（ご連絡や協会誌のお届けを確実にするためにも、ご協力お願い申し上げます）。

以上

# 一般社団法人加工食品診断士協会

## 法人会員 入会申込書

申込日：平成 年 月 日

貴会の活動に賛同し、法人会員として入会を希望します。

法人名(a)	印	
事業の概要		
会員種別	法人正会員	
担当者部署名		
担当者氏名		
	電話：	FAX：
ご請求書送付先 (b)		
連絡先	〒	
	電話：	FAX：
	E-mail：	
備考：		

(a) 印は社印または部署印を押印願います。

(b) 会費請求書の送付先となるご担当者のご所属・お名前・ご連絡先をご記入ください。

※法人会員入会申込書に必要事項をご記入の上、FAX または 郵便 にて本会事務局宛ご送付下さい。

送付先：一般社団法人加工食品診断士協会  
運営事務局（担当：金谷）

〒104-0061 東京都中央区銀座6丁目16番12号 丸高ビル3F  
株式会社リアルインサイト内  
TEL 03-5408-6104 FAX 03-5408-6204